

**鳥取県告示第 32 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	廃止年月日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目168	平成17年2月28日
中部薬局	倉吉市宮川町174-15	平成18年10月1日
有限会社武本薬局	倉吉市西倉吉町22-14	平成18年10月31日